

始良市農業委員会総会議事録（令和2年10月）

1. 開催日時 令和2年10月28日（水） 午後1時40分～午後3時40分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（14人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 1番農業委員、4番農業委員、12番農業委員、
15番農業委員、17番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（7人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇菌 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 2番推進委員、3番推進委員、8番推進委員、
10番推進委員、12番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

- 8. 議案第 6 号 非農地証明願について
- 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
- 10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(借受 希望)について
- 11. 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
- 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査

	<p>始良市農業委員会総会議事録（令和2年10月）</p> <p>（大会議室に農業委員14名着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、令和2年度第7回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は<u>19名中、14名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p>
議 長	<p>————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、16番農業委員、18番農業委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 7 番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 10 月 31 日、契約の始期は 11 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、3 年間で 2 件、5 年間で 2 件、10 年間で 3 件で、合計 7 件となっております。面積につきましては、合計 7,824㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番から 7 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 7 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 7 番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 2 号 —————</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から8番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、4ページから6ページでございます。今月の申請件数は、8件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから8ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字渕ノ上〇〇番〇畑、字渕ノ上〇〇番〇畑、2筆の合計面積が1,288㎡となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。6番推進委員です。</p> <p>それでは、1番について調査報告をいたします。令和2年10月19日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、6反の田畑を耕作しております。畑が1反程度で大部分が水稲です。農機具は全て揃っております。労働力については、譲受人が〇〇建設を営んでいるため、雇用している従業員がいるため、問題ありません。申請地は、長年耕作されず雑草が繁茂していました。売買が済んだら、整地するとのことでした。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、1番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 蒲生町西浦在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町西浦字社野〇〇番〇畑、1筆の254㎡となります。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに</p>

	<p>補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。3番農業委員です。</p> <p>それでは、2番について調査報告をいたします。令和2年10月21日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。田んぼは4反ほどあり、畑はいつでも耕作できる状態によく管理されています。農機具も揃っており問題ありません。労働力も、本人、家族、母親、親戚がいるため問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、2番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 加治木町小山田在住の〇〇他1名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字上中原〇〇番〇 畑、字上中原〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が8,588㎡となります。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。4番推進委員です。</p> <p>それでは、3番について、調査報告をいたします。令和2年10月15日、現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農機具は、トラクターはリースで対応して、草払い機5台、軽トラック2台を保有しているとのことでした。申請地は、まわりの畑が耕作されていないし、有機栽培もなされていないので、地域調和はよろしいかと思われまます。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字伊良ヶ迫〇〇番〇 田、字伊良ヶ迫〇〇番〇 田、2筆の920㎡となります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年10月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人の労働力と農機具について報告します。譲受人は、当申請地を夫婦で1年前から耕作されております。農機具は、トラクター、田植機、バインダー、脱穀機、噴霧器をそろえており問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、4番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字川添〇〇番 田、1筆の961㎡となります。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の5番に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年10月16日、譲受人と申請地に於いて、聞き取りを行いました。譲受人は、主に蒲生地区で1町5反耕作をされております。申請地は、現在休耕地となっておりますが、所有権移転後は整地して耕作されるそうです。労働力は、夫婦2人と息子の3人で経営しており、農機具も完備されておられます。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、5番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番についてご説明申し上げます。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、平松字鋒丸〇〇番 田、字永迫〇〇番田、字永迫〇〇番〇 田、3筆の合計面積が2,042㎡となります。 以上で、6番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の6番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和2年10月19日、譲受人実家宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲渡人は子供がいないため、おいである譲受人に贈与することに同意されたようです。譲受人は、マンション生活のため、農機具等については、譲渡人と譲受人の母親の機械を共有し、3人で管理しているとのことでした。申請地の1か所は、みかんが植えてあり、残りの2筆も草払いが定期的になされ管理されていました。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、6番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 〇〇の申請地は 加治木町西別府字大丸〇〇番〇 畑、字板木〇〇番 田、字板木〇〇番 田です。次の譲渡人 〇〇他1名の申請地は、3名の3分の1ずつの持ち分の共有地で、今回申請されるのは、売買の交渉が成立した〇〇、〇〇の2名分の持分3分の2です。残るもう一人の兵庫県在住の方の持分3分の1についても、売買の交渉ができ次第、3条申請をする予定とのこと。この共有地の申請地は、加治木町西別府字杵ノ瀬〇〇番 田、字遠瀬〇〇番〇 畑、字遠瀬〇〇番 畑、字前平〇〇番〇 畑、字前平〇〇番〇 畑です。両方の合計で、田が3筆、畑が5筆の計8筆、面積が4,733㎡で、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の7番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。1番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和2年10月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、調査いたしました。労働力、農機具について説明します。労働力は、夫婦2人と息子で、農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等を所有されています。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、7番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の〇〇の売買によ</p>

議 長	<p>る所有権移転です。申請地の所在は、平松字上福元水流〇〇番〇 田、1筆の532㎡となります。</p> <p>以上で、8番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の8番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和2年10月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を訪問いたしました。譲受人は、牛を飼育されており、農機具はトラクターを保有されております。耕作地は、夫婦で管理され、申請地については、今後も水稻を続けるとのことでした。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、8番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番から2番については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、7ページです。今月の件数につきましては、3件です。</p> <p>それでは1番から2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、変更前が東京都調布市在住の〇〇他1名、変更後が鍋倉在住の〇〇であります。1番の土地の所在が、鍋倉字小戸越〇〇番〇 田、1筆の570㎡です。当初の転用目的は車転向場で、令和2年8月5日に4条許可がなされています。変更後の目的は、山林で、山林（杉・ひのき）に利用するためとのこととでございます。2番の土地の所在が、鍋倉字小戸越〇〇番 畑、字小戸越〇〇番 田、字小戸越〇〇番 田、3筆の合計面積が1,264㎡です。当初の転用目的は山林で、令和元年9月5日に5条許可がなされています。変更後の目的も山林で、1番と2番と一緒に山林（杉・ひのき）に利用するためとのこととでございます。こちらは、議案第5号の9番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の1番と2番に関連して、9番農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての9番とも関連がありますので、一括して調査の調査並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、若葉学園から、北西に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が山林、西も山林、南が宅地、北が山林です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、変更前が始良市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇、変更後が同じく始良市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。土地の所在が平松字中島〇〇番 田、字中島〇〇番 田、字中島〇〇番〇 田、字中島〇〇番〇 田、4筆の合計面積が1,059.34㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、令和2年7月6日に5条許可がなされています。変更後の目的も、宅地造成で、今後の生活需要が見込まれるので宅地造成（10区画）したいとのこととでございます。こちらは、議案第5号の15番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、8番農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての15番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、山ノ口公民館から、南東に約150mの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が河川、南が水路、北が市道と宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で、終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>————— 議案第4号 —————</p>
	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から4番について、説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は8ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字中村〇〇番〇 田、1筆の321㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、</p>

	<p>商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由といたしましては、外周を擁壁、敷地内を造成して駐車場としたいとのございます。資金につきましては、自己資金で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。こちらにつきましては、隣接雑種地〇〇番〇（25㎡）と一体利用で、全事業面積が、346㎡となっております。</p> <p>以上で、1番の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、奥山花公民館から東に約200mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字藤野〇〇番〇 畑、1筆の485㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 86.12㎡で、理由といたしましては、自宅を建築するためとのございます。資金につきましては、融資で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、2番の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、西浦公民館から南に約500mの位置にございます。被害防除現況として、東が市道、西が山林、南も山林、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字原田〇〇番〇田、1筆の298㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は物置 2棟 9.40㎡で、理由といたしましては、高齢で耕作が困難になり、また道路に面しているため農機具等の物置にしたいとのごことでございます。資金につきましては、自己資金で、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。</p> <p>以上で、3番の説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、桜島サービスエリアから西に約50mの位置にございます。被害防除現況として、東が田、西も田、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、小山田字山下〇〇番 田、1, 571㎡のうち500㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟 163.96㎡で、理由といたしましては、申請地に自己住宅を建築したいとのごことでございます。資金につきましては、融資で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、4番の説明を、終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、竜門小学校から西に約200mの位置にあります。被害防除現況として、東が雑種地、西も雑種地、南も雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から18番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、9ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、18件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>在が、加治木町小山田字下学力〇〇番〇 田、1筆の2, 979㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由につきましては、申請地を譲り受けて植栽林としたいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、ファミリーマート小山田店から南に約150mの位置にございます。被害防除現況として、東が山林と宅地、西が山林、南も山林、北が山林と里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人は、東餅田在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町反土字川原〇〇番〇 田、字反土字出口〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が429㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地周辺は住宅地であり、生活利便性が高いため宅地造成（2区画）したいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、西側が加治木中学校から、西に約10mの位置にございます。被害防除現況として、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が市道です。東側が、</p>

<p>議 長</p>	<p>加治木中学校から、東に約150mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が河川です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 加治木町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。貸人 加治木町小山田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町小山田字春田〇〇番〇田、字春田〇〇番〇田、2筆の合計面積が1,356㎡です。申請地につきましては、土地改良事業があり、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は現場事務所・資材置場 2棟 32.00㎡で、理由のほうは、河川工事受注現場に近いため、申請地に事務所を建てたいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。一時転用は、令和5年9月30日までとなります。こちらにつきましては、農用地区域内農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地ですが、一次転用に該当するため問題ありません。申請地の位置は、徳永公民館から南東に約70mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が農道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性は、県単公共事業現場事務所のため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>島市在住の〇〇です。土地の所在が、中津野字小岩崎〇〇番〇 田、1筆の1, 573㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（5区画）し、住宅建築予定者に販売するとのこととさせていただきます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画の添付もされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、ナフコ始良店から、南に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地・原野・水路、南が県道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、寺師字西〇〇番〇 畑、1筆の271㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は倉庫・資材置場 1棟 6.60㎡で、理由としましては、鹿児島県内に新規で大工業をするため、倉庫と資材置場が必要となったということとさせていただきます。こちらは、自己資金で対応し、区域外のため改良区の場合は、不要となっております。また、被害防除計画と顛末書の添付がされています。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から、東に約300mの位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南も</p>

議 長	<p>市道、北が県道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 船津の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 福岡県中間市在住の〇〇です。土地の所在が、船津字王子原〇〇番〇 田、1筆の面積が999㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は園庭・駐車場で、理由としましては、児童発達支援事業の従事者の駐車場及び運動場に利用するためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。7番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、春花公民館から南に約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 福岡県福岡市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町白男字羽段鹿倉〇〇番畑、字段鹿倉〇〇番〇 田、2筆の合計面積が934㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由としましては、太陽光発電施設を設置したいためとこのこととでございます。自己資金で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画の添付がされ</p>

議 長	<p>ております。 以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。5番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、新留公民館内科から北東に約900mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が山林、西が里道、南も里道、北が山林です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 下名在住の〇〇です。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇 畑、371㎡のうち293㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 89.09㎡で、理由としましては、現在借家で手狭なため、実家に近い申請地に自己住宅を建築したいとこのこととございます。融資で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画の添付がされております。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、西宮島公民館から東に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鍋倉在住の〇〇。譲渡人 東京都調布市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、鍋倉字小戸越〇〇番〇 田、字小戸越〇〇番 畑、字小戸越〇〇番 田、字小戸越〇〇番 田、4筆の合計面積が1,834㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由のほうにつきましては、山林(杉・ひのき)に利用することをございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第3号の1番と2番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、議案第3号の1番と2番で、9番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町日木山在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町日木山在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町日木山字竹下〇〇番〇 田、1筆の面積が404㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場・資材置場で、理由のほうにつきましては、建設業の経営拡大に伴い、駐車場及び資材置場が必要となったことをございます。資金につきましては、自己資金で、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、精矛神社から、北西に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が水路と宅地、西が市道、南が田、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、東側の水田の水路の確保であります。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 大島郡宇検村の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字大明神原〇〇番〇 畑、字大明神原〇〇番〇 畑、字大明神原〇〇番〇 田、3筆の合計面積が1,892㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、将来的な地域利用、顧客が見込まれるため申請地として選定したとのことでございます。自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画の添付もされております。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木青果市場から、西に約30mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地・畑・市道、西が宅地と原野、南が田と畑、北が原野と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 福岡県福岡市在住の〇〇です。土地の所在は、松原町〇丁目〇〇番〇 畑、750㎡のうち297㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 109.51㎡で、理由につきましては、子供も成長し手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>はい。7番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、松原なぎさ小学校から南東に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が畑、西が市道、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 加治木町日木山在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字平田〇〇番〇田、字平田〇〇番〇田、2筆の合計面積が2,293㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、住居環境が整っているため宅地造成（9区画）しますとのことでございます。自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画も添付もなされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加治木中央交番から、西に約150mです。被害防除現況ですが、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県横浜市在住の〇〇他1名。土地の所在が、加治木町木田字江湖〇〇番〇田、字江湖〇〇番田、2筆の合計面積が1,793㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的</p>

<p>議 長</p>	<p>は、現場事務所・資材置場 4棟 120.00㎡で、理由につきましては、令和3年以降の建築現場を見込み資材置場を造成したいということでございます。資金については、自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、デリカフレンズから、北に約60mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が原野、南が雑種地、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 大阪府富田林市在住の〇〇。土地の所在が、平松字中島〇〇番 田、字中島〇〇番 田、2筆の合計面積が1,032㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、今後の生活需要が見込まれるので宅地造成（10区画）したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇（1,331.54㎡）・〇〇番〇（122.56㎡）・〇〇番〇（15.89㎡）と水路〇〇番〇（3㎡）・〇〇番〇（46㎡）と転用許可地〇〇番〇（24㎡）・〇〇番〇（3.34㎡）と一体利用で、全事業面積が2,578.33㎡です。こちらは、議案第3号の3番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件につきましては、議案第3号の3番で、8番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町</p>

<p>議 長</p>	<p>下久徳在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町下久徳字柳元〇〇番〇 田、1筆の面積が627㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、資材置場として最適と判断したとのこととございます。自己資金で対応し、土地改良区から意見書があります。また、被害防除計画の添付もされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、ミネサキ蒲生工場から、南に約40mの位置です。被害防除現況は、東が田、西も田、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東京都港区の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字内雨乞〇〇番〇 田、872㎡のうち771㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、申請地を購入して、宅地造成（4区画）を行うとのこととございます。自己資金で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もされております。こちらにつきましては、隣接道水路〇〇番〇の一部・〇〇番〇の一部（計219㎡）との一体利用で、全事業面積が990㎡です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、クオラから北に約70mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が市道、</p>

議 長	<p>南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、18番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 蒲生町久末の有限会社〇〇 取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町上久徳字八子前〇〇番〇 田、1筆の面積が1,340㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由につきましては、クヌギの苗木を植えて山林として利用するためとでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画の添付がされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、川東いきいき交流センターから、北東に約300mの位置です。被害防除現況は、東が山林、西も山林、南が市道、北がため池と山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から18番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
事務局	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、3番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p> <p>ここで、しばらく休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p> <p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。</p> <p>次に、日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は14ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は福岡県福岡市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番〇 畑、1筆の271㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は宅地で、理由としましては、昭和44年3月に宅地として利用しており、農地法申請の有無は不明とのことでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。7番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、八日町公民館から西へ約150mの位置です。周囲の現況ですが、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由ですが、宅地となってから、すでに51年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p>

議 長	<p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、平松字中村〇〇番〇 畑、1筆の102㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は宅地で、理由としましては、昭和52年3月に隣接地〇〇番〇へ建物を建て、申請地と一体となって利用しているということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。8番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、奥山花公民館から東へ約150mの位置です。周囲の現況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由ですが、宅地となってから、すでに43年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第6号、非農地証明願についての1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号、非農地証明願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第7号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)につい</p>

	<p>てを議題に供します。</p> <p>1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、15ページです。今月の申請につきましては、貸付1件となっております。参考資料につきましては、93ページからになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては、貸付です。申請者は加治木町小山田在住の〇〇、土地の所在が、加治木町小山田字東〇〇番 畑、1筆の1,567㎡です。貸付期間は5年で、希望小作料は農業委員会に一任ということです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第7号、1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>地区委員の方々から選出していただきたいと思っております。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
委 員	<p>「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)についての、1番については、4番推進委員に、お願いしたいと思っております。</p>
委 員	<p>「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方は、よろしく願いいたします。</p>
	<p>————— 議案第8号 —————</p>

議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(借入 希望)についてを議題に供します。</p> <p>1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、16 ページです。今月の申請につきましては、借受1 件となっております。参考資料につきましては、94 ページからになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1 番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては、借受です。申請者は霧島市在住の〇〇で、以前辺川に住んでいたことがあるようです。希望地区が加治木町木田・小山田・辺川で、希望面積が15,000㎡の田です。希望期間、希望小作料は農業委員会に一任となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号、1 番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「挙 手」</p>
議 長	<p>5 番農業委員。</p>
委員	<p>はい。5 番農業委員です。</p> <p>12 番農業委員から、連絡を受けていたので、辺川地区の農地を探してみました。申請者は、田んぼを申し込みしておりますが、田んぼと畑を耕作していると聞いております。辺川でまとまった農地は、山際の影とか、少し水が上がってくるところで、3 反から4 反ぐらいしかありません。辺川には、これだけの面積はありません。これだけの面積は、何か考えがあつてのことなのか教えてください。</p>
議 長	<p>水田という要望で、辺川地区だけでなく、木田地区、小山田地区も希望されております。</p>
委員	<p>「挙 手」</p>
議 長	<p>4 番推進委員。</p>
委員	<p>はい。4 番推進委員です。</p> <p>申請者は、私も近くで耕作しておりまして、申請者の息子が帰ってきて、水稻をしたいということを聞いております。息子さんは、福岡に現在住んでいるようです。</p>

議 長	5番農業委員。よろしいですか。
委 員	「挙 手」
議 長	5番農業委員。
委 員	はい。5番農業委員です。 農機具等は、辺川にあると聞いておりますので、辺川を希望されているのではないのでしょうか。
委 員	「挙 手」
議 長	2番農業委員。
委 員	はい。2番農業委員です。 いきなり1町5反は難しいので、2年から3年かけて、少しずつ面積を増やすことだと思います。
議 長	それでは、まず原案の受理についてお諮りいたします。 議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思っております 自薦他薦いづれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)についての、1番については、5番農業委員、3番推進委員、4番推進委員に、お願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願ひいたします。

農地あっせんの経過報告	
議 長	次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>資料の21番の借受希望の〇〇さんですが、借受希望地区が下名・寺師・住吉地区でしたが、それに中川原・大山地区を追加してくださいとのことです。あと3haは借りたいので、よろしくお願ひしますとのことです。5ページの51番ですが、現在農地法第3条の準備をされているとのことです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	「挙 手」
議 長	8番農業委員。
委 員	<p>はい。8番農業委員です。</p> <p>事務局にお願いです。参考資料の94ページの3番、農業従事者（予定を含む）のところには、申請者本人しか記入されていませんが、2番の家族構成のところには、夫婦2人と書いてあります。先ほど、息子さんのことが4番推進委員からありましたので、農業従事者のところに記入されると思われます。そういうところは、的確に把握して書類を作成してください。</p>
議 長	事務局。どうでしょうか。
事務局	わかりました。
議 長	ほかに、委員の方から何かございませんか。
委 員	[質問・意見なし]
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
農用地利用集積計画（貸借）合意解約	
議 長	次に日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。

	事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。10月は3件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約10月分を、後ほどご確認ください。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長		<p>ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。</p>
	委員	「挙手」
議長		<p>2番農業委員。</p>
	委員	<p>はい。2番農業委員です。</p> <p>報告事項ではありますが。2番の〇〇さんですが、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の2番のところでは、規模拡大となっておりますが、合意解約の理由は経営縮小となっておりますが、どうなっているのでしょうか。先ほども、事務局にお願いがされていますが、事務局は気をつけてください。</p>
議長		<p>事務局。どうでしょうか。</p>
	事務局	<p>結果的には、経営縮小となっております。</p>
議長		<p>2番農業委員。よろしいですか。</p>
	委員	<p>わかりました。</p>
議長		<p>ほかに、質問等ないですか。</p>
	委員	「質問・意見なし」
議長		<p>ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p>
		<p>————— その他 —————</p>
議長		<p>それでは日程第13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
	委員	「挙手」
議長		<p>10番農業委員。</p>

委員	<p>はい。10番農業委員です。</p> <p>農業者年金・農業新聞購読加入推進グループから、農業新聞の加入推進状況について、ご報告いたします。4月からの購読推進件数は、合計で29件です。農業委員については2部、推進委員については1部の購読推進をお願いしているところですが、申込書の提出をいただいたのは、委員31名中18名で、未提出の方が13名となっております。会長は、日本一の農業委員会を目指しておられます。全部提出していただければ、42件となります。日本一にはなれないかもしれませんが、県内一にはなるとおもわれます。</p> <p>今年度の実績となるのは、11月24日までに事務局に提出された分までとなります。残り1か月をきりました。普及推進について、未達成の委員については、購読推進をお願いします。</p>
議長	<p>農業委員については2部、推進委員については1部の購読推進となっております。11月24日まで、普及推進をお願いします。</p> <p>ほかに、委員の方からないですか。</p>
委員	<p>[発言なし]</p>
議長	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国農業新聞の口座引落としについて ○ 農地利用最適化推進会議（11月18日開催）について ○ 始良市農業委員会互助会規約改正について （来月、修正のうえ再度提案予定） ○ タブレットのアンケート調査について ○ 農地利用状況調査の結果について
議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和2年度 第7回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____